

令和6年能登半島地震で被災された皆さまへ

り災証明書の送付について



被災された皆様の住家を調査し、り災証明書を通知します。今後、各種支援制度の申請や義援金の配分などに必要な場合がありますので大切にお持ちください。

住家の被害認定基準

り災証明書は損害割合によって、6段階に分かれています。

■認定基準

住家全体のうち、主要な構成要素の経済的被害の占める割合（損害割合）

被害の程度	損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上 50%未満
中規模半壊	30%以上 40%未満
半壊	20%以上 30%未満
準半壊	10%以上 20%未満
準半壊に至らない (一部損壊)	10%未満

様式第2号（第3条関係）

(整理番号)

罹災証明書

令和 年 月 日

世帯主住所	
世帯主氏名	
追加記載事項①	被災者区分 : 物件居住者
	世帯構成員 : 1人
罹災原因	令和6年1月1日の令和6年能登半島地震による
被災住家 [※] の所在地	能登町字
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
追加記載事項②	被災物件種別 :
追加記載事項③	<small>※この判定に不服のある方は、建物被害認定再調査(2次調査)を申請してください。申請書は役場窓口及びホームページからダウンロードできます。</small>

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

石川県鳳珠郡能登町長